

## 出版社に対して東京地裁が行った民事執行についての意見表明

2012年5月31日  
社団法人 日本雑誌協会  
人権・言論特別委員会  
社団法人 日本書籍出版協会  
出版の自由と責任に関する委員会

5月26日、読売巨人軍は、同球団の一部選手と契約金の最高標準額を超える契約を結んでいたと朝日新聞が報じた問題で記者会見をし、この件に関する内部資料を朝日新聞に流出させたのは元同球団代表兼GMである可能性がもっとも高いと発表しました。

もとより私たちは、この件の真偽について論評する立場にありません。しかしながら東京地方裁判所が、読売巨人軍が申請した民事保全法に基づく占有移転禁止の仮処分を認め、5月26日に、出版社「ワック」に対して行った民事執行については、出版報道の自由を脅かす重大な問題があると考えます。

読売巨人軍は、朝日新聞に情報提供した人物を特定するために、元代表が解任当日に同球団から「ワック」に送付したとされる内部資料を、事実上差し押さえるために上記の仮処分申請を行ったわけですが、東京地裁がこの申請を認め、「ワック」に内部資料の提供を求めたことは、メディアがもっとも重きをおくべき「取材源の秘匿」の大原則を踏みにじるものといわざるをえません。裁判所がこのような民事執行を行ったことは、結果としてさまざまな事件の取材活動が困難になるということになりかねず、きわめて悪しき前例を作ってしまったと言えるでしょう。

また、仮処分申請を行った読売巨人軍は、巨大メディアである読売新聞グループの一員であり、同社社長は読売新聞社会部長・広報部長等の要職を歴任した人物でもあります。そのような組織が、司法の力を借りて取材源を割り出すなどという挙に出たことは、メディアの自殺行為とすら言うべきものです。

出版社に対して行われた今回の所有物保全処分は、国民の「知る権利」を著しく侵害しており、同じく出版にたずさわるものとして、看過することはできません。

今後の司法とメディアの関係に禍根を残し、健全かつ旺盛な取材・出版活動を阻害するものであると考え、疑義を呈します。

以上